

の爲めに名歌を詠み出つるものは是れあり、名歌を詠み出でたるために品行を亂らす加賀の如きは、淺ましいの限りなり。

●歌人の奇行 (其二)

藤原長能『三月盡』と云ふ題を『廿日あまり九日といふに春の暮れぬ』と詠みて公任に「春は三十日に限るものかは」と難せられ、爲めに懊惱して死せり。又頼實は『木の葉ふる宿はきゝわく事そなき』の一首に五年の命を縮めたりと云ひ、道因は死後其詠歌の千載集に入れられたるため俊成の夢枕に立ちて感謝の意を表したりと傳ふ。行跡共に奇に過くるも、其熱心は感ずべきなり。

曲肱偕談

(其二)

森山吐虹  
田中塵外

▲「骨つゝむ皮には誰れも迷ふらむ皮破れてはかゝる

姿よ」と世人これを悟れりといふか「白骨と觀し乍らも美くしや」と天下之れを俗なりといふか、悟れりといふもの俗なりといふ者其差果して如何(吐虹)

◎(塵外曰く)李白か江上吟に曰く「功名富貴若長在、漢水亦應西北流」と、これ邦人も亦嘗て屢々歌ひし所、張謂か喬林に贈るの詩に、「丈夫會應有知己、世上悠悠安足論」と曰へるが如き、傲然自から持するものあり、這般の意氣、當代多く望むを得ざるは何ぞ、蓋し一小疑問也、

▲一休の遺墨として後世に傳へらるゝものゝうちに地獄遠きに非ずあのれか罪あのれを責む極樂また眼前也神即我也

世の人の直き心をその儘に

神の神にて神の神なり

一代の守り本尊は飯と汁となり奢りをしりぞけ儉約を違へす家業をよくつとめ一杯飲て寐たところすなはち極樂なり說法外にあらざ獄門磔火罪追放閉門遠島これみな御慈悲の說法なり  
果して一休なる哉、其教ゆる所また大に味ふへきところあり(吐虹)

◎(塵外)曰く新井白石か「折たく柴」に

「朝比奈といひし老人の常の言葉に神佛に誓ひて物いふありけり、父にておはせし人(白石の父)の仰られしはよのつねにいづはり多き人は其言葉を信にせん」とて神佛に誓ひていふ事あり、此人は常の行ひにいつはりある人にはあらねど天性かろ／＼しき人のことばのつゝしみなくて神佛に誓ひて物いふ事のくせになりたるなり汝等もよく心すべき事なりといましめ給ひき」

と、これ一休の如く爾く深刻なる放言にあらざる丈其れ丈眞摯に克く暗々に或る一種の者の頂門に與ふる一針ならずや、

▲古歌に「別登る麓の道は多けれど同じ高根の月を見るかな」といへるは道相異なり教相差ふも畢竟歸するところ一なるのみ、神といひ、佛といふ豈に異なるものあらむやとの意也、平田篤胤大にこれを否らすとなし、佛を排し儒を誹り、天下唯一の教は即ち神教あるのみと更らに二首を作る

麓なる道の多かれど

月見る山の道は一道

月見むとたどる山路を陷違へ

あらぬをそれと惑ふ世の人

と翁誠意常に之れを聃とす、乃ち痛言善罵他道を擯斥する所以也(吐虹)  
▲余好んで本朝忠臣孝子の傳を讀み、其眞情の溢るゝところに至るや、未だ嘗て流涕慷慨して當時を追想せずむはあらず、今はこゝに祐成兄弟の慈母に辭してより、裾野の悲風孝子の死に至るまでの歌を擧げ記して而して人の同情を寄せんことをまつ

富士に到るの道桑田の田畝に打出故郷の方を願て  
十郎の詠める  
今日出て、いつか見なまし古里の  
飽かぬ別の跡のあさきり

五郎も同じく  
立出る跡は雲井に隔たれど  
飽かぬ別の袖を露けき  
夜討の夜作りし歌十郎  
たらちめはかゝれどても育てけむ  
露けき野邊の土と成身を

五郎の詠みけるは  
思はれよ花の姿に引替へて  
あらぬ形身を殘す可しとは

藤原祐成生年二十二歳建久四年癸巳五月廿八日駿河

國富士山麓井田の屋形に於て慈父の爲報恩命を失ひ

畢りぬ

藤原時致生年二十歳云々(同上)

細雨蕭々として夜已に深く、番士頭懶くして篝火漸く滅するの時、跳つて敵祐經の陣幕を排し白刃閃きて十又餘年の怨憤を散せしを思へは二子よろこび又警ふるにもものなからむ、而も十郎は遂に忠常の手に斃れ、五郎は捕れて其罪を問はれぬ

五郎の辭世

故郷有母仲憂涙

迷途無友中有魂

富士の根の梢も淋し古郷の

は、その紅葉いかにこかれむ

ど、あゝこれを誦すれば誰か双袖の龍鍾たらさるもの

あらむ(吐虹)

◎塵外譜で編輯子及び讀者に諭ぐ、塵外か吐虹と談りし者前に已に記せるか如く千百言にして盡さず、中時事を論せるあり單に文學の末を談せしあり今ま悉く記するに及はず、況んや此篇は吐虹子が予を辭して金澤に歸りしの後、漫に予が輯録せる所のものに屬し事甚た儼なるか如きものあるに於てをや、又況んや顧みて粗笨甚たしき拙筆を耻るに於てをや乃

ち茲に筆を擱しぬ。

## 彙報

●孝子の鑑

香川縣讃岐國那珂郡象鄉村字上櫛梨、

大西佐次郎氏は去月十八日徳行卓絶の廉を以て賞勳局

より緑綬褒章を下賜せらる其御沙汰書左の如し

資性孝順年甫十歳其父疾に嬰る母を輔けて看護甚

力めたるも終に起たす痛哭人を動かす其後祖母眼を

病むや日夜側に侍し自ら汚穢を濯ぎ藥餌甘旨奉養

懇に到る既にして祖母明を失す或は負ふて寺院に

賽し或は携へて法話に會せしめ祖母及母の心を慰藉

する等一意承歡茲に十數年郷閭其篤行を稱す洵に奇

特とす仍て明治十四年十二月七日勅定の緑綬褒章を

賜ひ其善行を表彰す

放蕩無賴の子弟この孝子に對して愧死すべきなり

●少女の美談

香川縣小豆郡二生村尋常小學校第一

學年生中に、一少女あり、名は田口みつと云ふ。本年

八歳なるが、父は七歳とて、家豊かならざるものなれ

ば、常々人に傭はれ、或は小商ひなどして、細き煙り

に、其日々々を送りけり。さる中にも七歳夫婦は、世